

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における

技術提案説明書

〔道路空間再編による効果測定手法等の検討業務委託〕

## 1. 業務の名称および概要

### 1) 業務名称

道路空間再編による効果測定手法等の検討業務委託

### 2) 業務目的

御堂筋では、将来ビジョンに基づき、車から人中心への道路空間を再編し、沿道と路上を一体的に使い、賑わい・憩い空間の創出など、人々が集い多様な活動を繰り広げられるような空間へと再編していく取組みを進めている。

本整備による効果としては、御堂筋だけでなく周辺エリアにおける回遊性の向上とともに、新たな魅力の創出やエリア価値の向上などを想定している。

本業務では、このような整備効果を合理的・客観的に評価する指標を検討し整理するとともに、それぞれの評価指標について、調査方法や評価結果を事業にどのように活用するかを検討するものである。

なお、検討にあたっては、海外の評価指標など、事例を調査・整理をしたうえで実施する。

### 3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書を参照すること。

#### ・整備効果の評価指標等の検討

道路空間の再編事業等において想定される整備効果を合理的・客観的に評価する指標を検討し整理する。また、事例や研究などを踏まえ、調査結果を定量的に評価するために必要な評価式などを検討する。

### 4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式 - 8 のとおりとする。

#### 1. 整備効果に関する評価指標の調査・検討及びスケジュールについて

### 5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和5年9月29日

### 6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ①報告書（A4版金文字黒表紙） | 2部 |
| ②電子データ          | 2部 |

### 7) その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

## 2. 公募資料の交付

本市建設局のホームページの上からダウンロードする。(大阪市HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件)

## 3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 入札参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は以下のとおりである。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。

(共同企業体の構成員に関する条件)

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤業務委託特別共同企業体結成届(様式-5の1)および業務委託特別共同企業体協定書(様式-5の2)の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で入札に参加することはできない。
- ⑥共同企業体の構成員(代表者含む)に関する条件は以下の通りとする。
  - ・共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。
  - ・各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
  - ・単体企業での参加申込と共同企業体(代表者含む)を重複することはできない。

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

### ①予定技術者の資格等

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格等を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。

### <管理技術者>

下記ア～エのうちいずれか一つに該当する者とする。

ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）

エ RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。

オ 博士（工学）の学位又はそれに類する学位を有している者。

#### <照査技術者>

下記ア～エのうちいずれか一つに該当する者とする。

ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）

エ RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。

オ 博士（工学）の学位又はそれに類する学位を有している者。

#### ②予定技術者の業務等実績

##### <管理技術者>

業務実施上の条件として、令和3年度までにおいて、下記に関する元請の管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかの完了実績又は論文を発表していること。

##### 1. 公共事業の整備効果に関する評価

#### 4. 参加表明

##### 1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和4年11月22日（火）17時00分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～④を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑤⑥も提出すること。

①参加表明書（様式－1）

②業務実施体制書（様式－2）

③予定技術者経歴書（様式－3）

④予定技術者実績書（様式－4）

⑤業務委託特別共同企業体結成届（様式－5の1）

⑥業務委託特別共同企業体協定書（様式－5の2）

##### 2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－1～5（A4判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

### 3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各配置技術者の兼任は認めないものとする。</li> <li>・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。</li> <li>② 各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置すること。</li> <li>③ 代表者が管理技術者、照査技術者を配置すること。</li> <li>④ 1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</li> </ul> </li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・記載様式は様式一2とする。</li> </ul> <p>※業務の主たる部分とは、本業務における印刷などの簡易な業務を除く業務とする。（以下同様）</p>
予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。</li> <li>・管理技術者については、業務等実績を1件以上記載する。なお、令和3年度までに完了した元請による業務又は論文を発表しているもの。</li> <li>・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・記載様式は様式一3とする。</li> <li>・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。</li> </ul>
管理技術者の業務等実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者が過去に従事した業務等の実績について1件毎記載する。</li> <li>・記載する実績は、記載する業務は令和3年度までに完了した元請による業務又は論文を発表しているもの。</li> <li>・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・企業等が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書、論文などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。</li> <li>・記載する様式は様式-4とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。</li> </ul>

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

①提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

②提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③提出期限

令和4年11月22日（火）17時00分

④返信用封筒

選定または非選定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、参加表明書と併せて提出するものとする。

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

①質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス：[la0083@city.osaka.lg.jp](mailto:la0083@city.osaka.lg.jp)で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和4年11月10日（木）17時00分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで（ただし、12時15分～13時は除く）

②質問に対する回答は、令和4年11月14日（月）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和4年11月下旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4版とする）にて非選定理由に

ついて説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

①提出先 4. 4) に同じ

②受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

## 5. 技術提案書の特定

### 1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

### 2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式-6～9（A4版）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、提案書（様式-6を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

### 3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式-7とする。（A4判片面1枚）
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式-8とし、テーマ毎にA4判片面2枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は様式-9とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

### 4) 業務規模

業務規模の上限を868万円（消費税込み）とする。

### 5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 7) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ①提出方法 : 2部(正1部及び写し1部)を持参
- ②提出先 : 4. 4)に同じ
- ③提出期限 : 令和4年12月19日(月)17時00分 必着
- ④返信用封筒: 特定または非特定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金を加えた所定の料金の切手を貼って、技術提案書と併せて提出するものとする。

## 8) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式-6~9を併せて審査を行う。

## 9) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ①ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ②ヒアリング時の追加資料は受理しない。

## 10) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ①質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

### I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス: [la0083@city.osaka.lg.jp](mailto:la0083@city.osaka.lg.jp) で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

### II. 質問の受付期間

令和4年12月2日(金)17時00分(必着)

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで(ただし、12時15分~13時は除く)

- ②質問に対する回答は、令和4年12月6日(火)より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

## 11) 技術提案書の特定について

- ①提出された技術提案書の中から、8)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点(実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計)の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ②技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和5年1月下旬頃に参加者に通知する。

③技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

## 12) 非特定理由に関する事項

- ①提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ②上記 ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求められることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③上記 ②の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により行う。
- ④非特定理由の説明書請求の提出先及び受付時間は以下のとおりである。
  - I. 提出先：4. 4) の提出場所と同じ
  - II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

## 6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。  
技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。  
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。  
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員と、直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

## 資格審査基準 (道路空間再編による効果測定手法等の検討業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	審査基準	備考
資格要件		<p>以下の要件を満たす法人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと</li> <li>大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。</li> <li>大阪市契約関係暴力団体排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。</li> </ul>	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者 (その専門分野の内容)	<p>次のア～オのいずれかに該当していること。</p> <p>ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。</p> <p>エ. RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。</p> <p>オ. 博士（工学）の学位又はそれに類する学位を有している者。</p>	
	専門技術者 (過去の業務実績等の内容)	<p>令和3年度までにおいて、下記に関する元請の管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかの完了実績又は論文を発表していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業の整備効果に関する評価</li> </ul>	
	照査技術者 (その専門分野の内容)	<p>次のア～オのいずれかに該当していること。</p> <p>ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。</p> <p>エ. RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。</p> <p>オ. 博士（工学）の学位又はそれに類する学位を有している者。</p>	
	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再委託の内容が主たる部分の場合。</li> <li>業務分担構成が、不明確または不自然な場合。</li> </ul> <p>※業務の主たる部分とは、 本業務における印刷などの簡易な業務を除く業務とする。</p>	

## (1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。  
 評価は①～⑥の各項目毎に、A、B、Cの3段階とし、それぞれ次のように点数を計算して  
 100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5/5点      B の場合は、配点×3/5点      C の場合は0点

特 定 テ マ	内容	<p>御堂筋では、将来ビジョンに基づき、車から人中心への道路空間を再編し、沿道と路上を一体的に使い、賑わい・憩い空間の創出など、人々が集い多様な活動を繰り広げられるような空間へと再編していく取組みを進めている。</p> <p>本整備による効果としては、御堂筋だけでなく周辺エリアにおける回遊性の向上とともに、新たな魅力の創出やエリア価値の向上などを想定している。</p> <p>そこで、上記のような整備効果に関する評価指標についてどのように調査・検討を実施し、どのようなスケジュールで実施していくのかを提案してください。</p>
------------------	----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(評価シート及び評価例)

評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別		
資格要件等	管理技術者	過去の業務実績等	20	20	20	A	20×5/5	20.00	20.00	20.00	①	
特定テーマに対する技術提案	実施方針・実施手順	業務の理解度 目的、条件、内容の理解	20	10	10	A	10×5/5	10.00	10.00	16.00	②	
		実施手順 実施手順の妥当性		10	10	B	10×3/5				6.00	6.00
	企画内容	的確性 特定テーマとの適合性	60	20	20	A	20×5/5	20.00	32.00	32.00	④	
		実現性 説得力があるか		20	20	C	20×0				0.00	⑤
		その他 追加事項の指摘		20	20	B	20×3/5				12.00	⑥
	合計（100点満点）			100.00			68.00					

## (2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	B	C	備考
管理技術者	専門技術力	過去の業務実績等	販わい又は公共空間に関する評価指標の業務実績等を有している	販わい又は公共空間に関する評価の業務実績等を有している	左記に該当しない。	①

## (3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	B	C	備考	
特定テーマに対する技術提案	実施方針・実施手順	業務の理解度	目的、条件、内容の理解が優れている	目的、条件、内容の理解が十分である	目的、条件、内容の理解が不十分である	②	
		業務実施手順	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	業務の実施手順が概ね妥当である。	業務の実施手順が不十分である	③
	企画内容	的確性	特定テーマとの適合性	着目点が適切であり、問題点及び解決方法が示されており、理解が優れている	着目点が適切であり、理解が十分である	着目点が適切でなく、理解が不十分である	④
		実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案である	具体的に示されており、提案としては十分である	内容に具体性を欠くなど、提案としては不十分である	⑤
		その他	追加事項の指摘	追加事項の指摘があり、対応策も提案されている	追加事項の指摘がある	追加事項の指摘はない	⑥

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－1）	○	
2	業務実施体制書（様式－2）	○	
3	予定技術者経歴書（様式－3）	○	
4	管理技術者の令和3年度までの業務実績又は論文（様式－4）	○	
5-1	業務委託特別共同企業体結成届（様式－5の1）		
5-2	業務委託特別共同企業体協定書（様式－5の2）		
6	業務（論文）実績および配置予定技術者の資格、業務（論文）実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－6）	○	
2	業務実施計画書（様式－7）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－8）	○	
4	その他（様式－9）		
5	見積書	○	